

令和3年度 第12回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和3年9月30日(木) 9時30分～12時21分
開催場所	横浜市役所18階 なみき16・17会議室
出席委員	奥委員(会長)、菊本委員(副会長)、上野委員、片谷委員、五嶋委員、酒井委員、田中稲子委員、田中修三委員、田中伸治委員、中西委員、藤井委員、藤倉委員、横田委員
欠席委員	押田委員、宮澤委員
開催形態	公開(傍聴者 5人)
議 題	1 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書について 2 (仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書について
決定事項	令和3年度第10回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する
<p>議事</p> <p>1 令和3年度第10回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書について</p> <p>ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。</p> <p>イ 質疑</p> <p>特になし</p> <p>ウ 事業者資料について事業者が説明した。</p> <p>エ 質疑</p> <p>【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に対しまして御質問や御意見がありましたら、委員の方からお願いしたいと思います。いかがでしょうか。はい、酒井委員、どうぞ。</p> <p>【酒井委員】 ありがとうございます。補足資料33「農地間の空間における草地環境について」のところで、概ね趣旨としては納得できる、結構かと思うのですが、最後の行「草地環境を周辺緑地と有機的に繋げられるよう」の「有機的」という意味を具体的に説明していただけますか。</p> <p>【奥会長】 はい。事業者の方、お願いします。</p> <p>【土地区画整理事業者】 お答えいたします。「有機的」というのは、公園で創る緑地や、今回創出する生息環境、それから畑、そのような核になるようなところ、それからその間の街路樹ですとか、線的な緑地を可能な限り確保できると思っておりますので、核になるようなところと、その間を繋ぐ線的な緑地、そのようなものを含めて一体的に、できるだけ生息環境を創出していきたい。その考えを「有機的」という(単語で)表現させていただいております。</p> <p>【酒井委員】 「有機的」という言葉は何を意味しているのか分からなかったのです。しかし、重要なのは生物の移動とか、生物にとって機能的に繋がっているという、「有機的」とはそのような意味ではないかと思ったのです。今のような概念も少し入れていただいて、また、今の御説明のような(内容を評価書に入れていただいて)、少しここを具体化していただいて、そこを明確に今後の内容に繋げていただければと思います。</p> <p>【土地区画整理事業者】 はい、分かりました。</p>	

【奥会長】 では、評価書段階でもう少し具体的に記載をお願いしたいということだと思いますので、お願いします。

では、藤井委員、その後、藤倉委員でお願いいたします。藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】 はい。よろしくお願いします。いくつかあるのですけれど、まず、「準備書に対する意見書の概要及び都市計画決定権者の見解」の表1(9)に『光害対策ガイドライン』などのような話が記載されているのですけれども、私もこの部分を見落としていたなと思って。光が入る、あれだけの施設ができて、多分、何かできて、光が入ることによって生態系はかなり乱されるということは、多分、周知の事実だと思います。実際に、都市部の新宿御苑やそのような緑地でも、あれだけ良い緑地があっても、全部周りの光に誘引されて出てしまっただけで食べられてしまうという状況があります。実際に中を夜に歩いても、全然虫がいないのです。そのようなことも含めて、多分、あそこに施設ができると、かなり周りの林から生物が誘引されて出てきてしまっただけで、食べられてしまったり、そこで死んでしまうという可能性があるのでは是非、施設に使う光源は誘引性のない周波数帯のものを検討していただいて、整備に使うという配慮をしていただければと思います。これはお願いです。

また、表1(13)の「動物・植物・生態系」というところですが、意見の中に「多種多様な動植物を守って欲しい」という言葉があるのです。そこ(上から1つ目)の上から3行目です。それに対する回答が、「保全対象種の生息環境を創出します」という言葉が出て来ます。多種多様な生態系を守ることと、保全対象種を守ることとは、必ずしも同じではないと思うのです。その種だけを守れば良いのかという話にもなりますし、ここで言われているのは、保全対象種だけではなくて、「そこに生息する動植物を守って欲しい」という意見だと思いますので、終わった回答かも知れないですけど、もう少し回答に配慮が必要なのではないかと思いました。実際に現地で生活されている方々の意見だと思いますので、もう少し意見に対応する内容であるべきだと思います。次に一番下の方、最後(下から2行目)に「専門家等の助言を踏まえ、実施します」という見解があるのですけれども、この段階で専門家の助言はもう貰っていて、どのようにするかという方向性が決まっているということではよろしいでしょうか。

続けて、表1(15)(の1つ目)に高い建造物・人工物ということが記載されているのですけれども。一点、建造物を作るときにガラス関係に気を付けて欲しいと思ってまして、バードストライクが起こる可能性が結構あると思うのです。何も無いところに建物ができたりして、そこがガラス張りだったりした場合に景色が映って、そこを通れると勘違いしてぶつかる鳥が結構出てくるので、建設時にそのようなことも配慮していただきたいと思いました。見解についてはその部分で。一旦、回答をお願いいたします。

【奥会長】 いかがでしょうか。事業者の方、御回答いただけますか。

【土地区画整理事業者】 表1(13)「専門家等の助言等を踏まえ、実施します」について、もちろん、今までも御意見をいただきながらやっているところがございます。これからは更なる検討が必要だと思いますし、維持管理の面も含

め、これから検討していかなければならないのではないかと考えています。引き続き、専門家の意見をいただきながら、生息環境の創出をやっていきたいと思っていますので、そのような表記をさせていただきました。引き続きやっていくという観点から、このように記載しています。

【藤井委員】 はい、分かりました。これから、まだ意見を聞きながら決めていくということですか。

【土地区画整理事業者】 はい。

【藤井委員】 続いてもう一点。補足資料 18 ページにホトケドジョウのことが記載されているのですが、先ほど、回答で専門家に伺いながら維持管理のことも検討されるということだったので、多分それが回答になるのだと思うのですが。このような環境、ミティゲーションとして新しい環境を創出した場合には、そこが安定するまでというのは、崩壊する可能性、リスクがとても高いと思うのです。新しく創った環境というのは、維持されるかどうかというものは、暫く見ていかなければならないので、事後調査というレベルではなく、常にそこを誰かが見て管理していく、例えば土壌が流出して、水路が埋まってしまうかも知れないですし、周りを草地にすると申しますが、それが侵食して水の流れがおかしくなるかも知れないです。特にこのような特殊な環境を好むホトケドジョウの生息環境なので、できるだけ誰が維持管理するのか、その部分をしっかりと決めていただいて。事後調査というレベルではなくて、常に環境の変化を追って、ホトケドジョウがきちんと生息・維持できるような配慮をしていただきたいと思います。私からは以上です。

【奥会長】 すみません。(回線の) 接続が私の方で不安定だったようで一度(接続が)切れてしまったのですが、藤井委員の御質問には今お答えいただいたということで大丈夫ですか。

【藤井委員】 はい。最後はお願いだったので、大丈夫です。

【奥会長】 それでは、藤倉委員、その後、横田委員、田中伸治委員の順番でお願いします。どうぞ。

【藤倉委員】 藤倉です。補足資料 38 の建設発生土について、前回の審議会で御指摘申し上げまして、非常に丁寧に記載していただいて、これから評価書にこのように記載いただくということで大変ありがたく存じます。もし可能であればということなのですが、『産業廃棄物、建設発生土の適正な管理』という欄で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律、神奈川県土砂の適正処理に関する条例等を遵守することにより」と記載されているのですが、神奈川県は良く出来ているのですが、確か500立米以上を搬出するときに届け出るような仕組みになっていると思います。横浜市なので大丈夫だとは思いますが、場外処分する土砂については「全て指定処分を確保することにより」のように、持っていく場所を確認する指定処分を実施するという言葉として入れていただくと、より望ましいと思います。意見として申し上げますので、適宜御検討いただければと思います。以上です。

【奥会長】 はい。ありがとうございます。それでは、事業者の方、御検討いただくということでよろしいでしょうか。

【土地区画整理事業者】 検討させていただきます。

【奥会長】 お願いいたします。それでは、横田委員、どうぞ。

【横田委員】

はい、3点ほどお伺いさせていただきます。1点目は（補足資料 27 の）調整池 4 の地上化のところで、平場の確保の必要性に対して、避難地ということが挙げられていますけれども。今回、平場確保の必要性も、その避難地としての配置はどのようなお考えでそのように書かれているかお伺いできればと思いました。

2点目は景観に関して、対象事業実施区域内からの遠景の追加調査をいただきましてありがとうございました。ここで、海軍道路の桜並木というのが、計画地内の遠景における景観資源になっているのではないかなと思うのですけれども。その部分は（補足資料 37 の）今回の地点の②のところで見えてきた部分で、事業地内での海軍道路の桜並木の景観資源としての改変の影響をきちんと表現できる場所としては地点 A よりも良い地点ではないかと思えますので、そこはきちんと評価をしていただきたいと思いました。また、改めて海軍道路沿いが眺望景観の場にもなるということも分かりましたので、そのような観点での海軍道路自体の、道路からの景観設計というところをきちんと考えるであるとか、④のところは、見下ろし的な空間が、新たにできるかもしれないということ踏まえますと、眺望をつくるというような考え方で、景観軸になるような空間というのがどのようなところにあるのかというようなことを評価するような必要性があるのではないかと思いました。その辺りはどのようにお考えかを聞かせていただければと思います。

3点目なのですが、今の景観の海軍道路に関しての話の続きで、自然との触れ合いの要素になるかと思うのですけれども。例えば、鎌倉古道の周辺の景観ですとか、民家であるとか、そのようなものが残っているということですが、そういったものに対する景観あるいは、人と自然との触れ合いの活動の場ですとか、桜並木に集っていた方々が楽しんでいらっしやったような景観利用の場における触れ合い活動への影響というところはどのように考えているのか、お考えを伺いたいと思いました。

もう1点ありました。調整池 4 が地上化した時にホトケドジョウの生息空間のような水路環境を整備されるということですが、既存の調整池 1 のように、地上式で検討していたところに付随して、そういった環境の形成が出来ないのかなど、その辺りに関してはいかがでしょうか。併せて教えていただければと思いました。

【奥会長】

はい。では、事業者の方、お願いいたします。

【土地区画整理事業者】

はい。1点目の調整池 3 のところについての上部利用の考え方の御質問かと思えます。現在、ここについては、ここ（補足資料 27）にも記載しているのですが、大規模発生時は消防と警察と自衛隊を受け入れて広域的な応援活動拠点とする予定でございます。このためには、ある一定の平場が必要だと考えているのですが、調整池 3 は規模もかなり大きく、平面的にも結構使うことが考えられており、そこを平面利用してしまうと上部が利用できないということ、ここについてはヘリコプターなどが来ることも想定される、そのような形もある中で、一番平場が確保できる空間ということで、ちょうどこの部分を想定しております、ここに消防や避難計画を生む拠点となる施

設も考えていることから、ここに平場を設けたいという観点から地下

式を選定しているところでございます。

2点目の御質問の景観、桜並木の景観資源のところですが、今回踏査した結果、④のところはまあまあ高い標高なので、そこから西側を見ますと、今回は夏だったので見えませんでしたけれど、富士山も見えたり、一応、景観の眺望としては良い所ではないかと思っています。そこで、桜並木をどうするかということは他の環境影響評価項目のところでも挙げており、今後検討していくということになっていきますので、今回の御意見も入れながら検討の課題とさせていただきたいと思っております。

それから3点目の人と自然との触れ合い活動の場の絡みの話なのですが、予測項目としまして、土地の改変及び構造物の存在に関わる必要な人と自然とのふれあい活動の場への影響や、関係車両が走行することによる利用への影響ということで予測項目として予測評価しています。今回のこの辺りは鎌倉古道北ルートに当たりまして、おっしゃるとおりの海軍道路や農耕地、それから西側の方には境川近辺のところに昔の古道の沿道にあるお寺や神社とか、瀬谷銀行の跡地のようなところがあり、その辺りを巡るルートが設定されていますので、そのところが今回の対象事業実施区域の中に一部入りますことによって、改変による影響があるということで、人触れの項目で予測評価を記載していますので、そのところは更に評価書を作成する段階で検討しながら、より影響の少ない方向に持っていきけるような評価書を作成していきたいと思っています。

調整池4の関係でございますが、調整池4につきましては、補足資料27の1ページ目の「構造について」の下から3行目のところにも記載していますが、具体的な設えについては、今後、公園整備事業等と調整を図りながら、地形や自然豊かな環境を生かし、環境に負荷の少ない調整池を検討していきますということを記載していますので、具体的にこの水路の関係と調整池の関係もうまく連携させながら考えていきたいと思っていますし、付近の調整池含めてどういうことができるかを含めて、ここに記載している、自然豊かな関係を生かしながらやっていくことを考えてございますので、連携しながら考えていきたいと思っていますところでございます。

【奥会長】 横田委員、いかがでしょうか。

【横田委員】 はい。1点目と4点目は同じような視点でしたので併せてコメントさせていただきます。避難という話と生態系の話が一緒に出て来ています。やはり避難計画は避難計画ということできちんと計画を出していただいて、その中でどのような、例えば、新たに創出する生息環境が避難ルートになる可能性があるのかとか、このような方々を受け入れる範囲として設定しているのか、そのような根拠がないとなかなか換地設計において、適切な配置というのは根拠立てられないので、その辺りの計画は、別添の検討資料でも構わないので、具体化していただきたいです。

4点目の調整池に関しては、意見書の方（意見書の概要及び都市計画決定権者の見解の表1（8）の2つ目）にも、「プールのようなものではなく、一つぐらいは水鳥のやってくる大きな池に」というような御意見もありますし、調整池の面積によって、そのような空間の余地というのは大分決まってしまうので、調整池4にしても、やはり後背地の環境と

上手く繋げるような形で可能な限り余剰を創って、そういった空間創りをしていかないと、結局、止水域のまとまった空間しかできないというようなことになりかねないので、是非、連続性と後背地との一体性に配慮した空間創りをしていただきたいと思います。

景観と人と自然との触れ合いに関しては、やはり桜並木に対する景観影響を準備書の中で表現しきれていないのではないかと感じていました。やはり、遠景から見た桜並木が非常にこの地域の景観軸になっていて、それをきちんと評価しておく必要はあるのではないかと考えています。今回調査した地点では、①の地点がこれまでよりは良かったと思いますので、ここはきちんと評価の視点に加えてはいかがと思います。人と自然との触れ合いに関しては、やはり工事期間中に人のレクリエーション行動がどのように変わるのかということ踏まえた工事計画を立てていただくことが大変重要ではないかと思っています。代替経路であるとか、そういったことも必要になってくるのかも知れません。今現在、触れ合いの拠点としていることに対するアクセス性であるとかがどう変わるのかというような点ですとか、あるいは周辺に新しい散策を求める方々も出てくるかも知れないというところを踏まえて、是非、予測評価をしていただきたいと思います。その辺りの追加的な項目を是非、検討いただけるとありがたいと思いました。以上になります。

【奥会長】

はい。ありがとうございます。事業者の方、今の御意見を踏まえて、是非御検討いただければと思います。それでは田中伸治委員どうぞ。

【田中伸治委員】

私からは、交通に係る補足資料 29、30、40 についてお聞きしたいと思っています。まず補足資料 40 ですけれども、将来新しく造られる交差点について予測を追加していただきましてありがとうございます。結果につきましては、需要率など、限界値を超えないということで問題ないのではと思います。ただ一点、26 ページ以降の図表で、細かい計算が載っている部分ですけれども、流入部の記号について、表の中の①から④の数字と、図の A、B、C、D の記号が対応しておらず、よくわからないので、対応がわかるように修正していただければと思います。

続いて、補足資料 29 の工事車両の走行ルートについて見直しをして（再）計算をしていただいたということで、準備書記載の値よりも改善が見られたということで良かったと思います。一方で、依然として、地域社会 2 の目黒交番前交差点は限界需要率や車線混雑度が基準となる値を超過してしまっていて、渋滞の発生が避けられないということかと思っています。この結果について、9 ページの下の方にこれらの値を上回る車線や交差点があるので、準備書に記載した環境保全措置に加えて、ピーク時間帯における運行ルートの分散という項目を追記しますと記載されているのですけれども、今回、運行ルートの分散を行った計算結果が今回の資料なのではないかと思うので、この記載は、今回の予測結果に対する対応になっていないのではないかという気がいたします。今回の結果で、このような渋滞が避けられないという状況で、仮にこれ以上の対策が困難ということであるならば、どれ位の影響が生じるのかということこの評価書の中できちんと示して市民の方々に理解を求めるといふことしかないのではないかと思うのですけれども。今回の予測結果で示されている、例えば交差点需要率や車線混雑度という指標は、例えば需要

率0.929という値が何を意味するのかということを一一般の市民の方々が理解することは、なかなか難しいのではないかと思います。ですので、以前に私が審査会で申し上げたように、例えば渋滞長やそこを通過する旅行時間など、いくつか仮定を置くことも必要かも知れませんが、そのような分かりやすい指標で、一般の方々にも理解しやすい形で示していただくことが必要ではないかと思います。

それから補足資料 29(3)の騒音についてなのですが、No. 4など改善されたところがあるということは良かったと思います。一方、騒音に関しては、完成した後、供用後に関係車両の走行によってNo. 7という場所で新たに環境基準を超過してしまうところがあったかと思っています。

以前の審査会で、将来の土地利用者に適切な車両運行をお願いするだけではなく、土地区画整理事業としても何か対策が必要ではないかと、私から申し上げたのですが、補足資料 30の「将来の自動車交通量の需要予測について」がそれに対する回答なのではないでしょうか。そこが分からなかったのですが、ここに記載されている内容自体は、そのとおり、将来の道路も加味して予測された場合だということでは分かりましたので、その上で、No. 7の騒音の環境基準超過について、土地区画整理事業としてどのような対応を行うか、ということを示していただくことが必要ではないかと思います。以上になります。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。事業者の方、いかがですか。

【土地区画整理事業者】

先ほど御指摘いただきました、本日の補足資料の9ページの環境保全措置を追加するということ（②の第3段落）ですが、「ピーク時間帯における運行ルート分散」を追加するというイメージなのですが、今、予測条件の設定としましては、1日の作業終わって通勤者が帰るとき、予測条件としては1時間だけで一斉に帰るという想定にして工事用車両台数を算出しています。例えば、その日に早く終わったところは早く出ていくとか、遅くまでやっていたら、その1時間を避けて出て行くとか、あるいは、毎週、工事施工業者同士で会議をするのではないかと考えるのですが、そのときに退勤する時間をずらしていくなど、そのようなどころを必要に応じて行っていけば、今、1時間で発生する台数が少しでも減っていけば、少しでも少なくなるので良いのではないかと考えたので、新たに「ピーク時間帯における運行ルート分散」というような文言を付け加えようかと考えています。

【田中伸治委員】

もし、そういうことでしたら、現在の仮定に対して、今おっしゃったような分散させた退勤を想定した予測値を示していただくことが必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

【土地区画整理事業者】

まだ施工業者も決まっておらず、今のところは最悪の状態で行っている（予測している）ので、1時間で全部の車が退勤するということを想定しての予測結果なので、保全措置としてここに、「ピーク時間帯における運行ルート分散」を追加させていただきたいという考えです。

【田中伸治委員】

最悪の状態、1時間に集中する状態を想定するという意味も分かるのですが、一方で、その1時間の分を例えば、前後、3時間ずつに分散してもなお、渋滞が収まらない可能性もあり、そこはきちんと計算してみないと分からないと思うのです。ですので、現在、少なくとも1時間に仮定している値というのはある訳ですから、それを施工業者の都

合は後回しにして、機械的にでも均等に分散させ、この交差点の混雑状況がどのくらい改善できるのかという予測を示していただくことが必要ではないかと思います。

【土地区画整理事業者】

持ち帰って検討させていただきます。

【奥会長】

はい、お願いします。他の点はいかがですか。

【土地区画整理事業者】

今の見直しも含めて書きぶりが変わるかも知れませんが、渋滞長などの表記の仕方につきましては、分かりやすい市民への見える伝え方について、今後の検討とさせていただければと思っています。今の見直しによって影響がどうなるのか、まだ分かりませんが、それ踏まえてどうするか考えさせていただければと思います。

【田中伸治委員】

はい。お願いします。

【奥会長】

検討した結果については、また次回の審査会の時でもお話いただければと思います。よろしくお願いします。

では、藤井委員が手を挙げてらっしゃいます。お願いします。田中伸治委員はもうよろしいですか。

【田中伸治委員】

はい。

【奥会長】

では、藤井委員、お願いします。

【藤井委員】

はい、すみません。2点確認で御質問させてください。1点目、私の聞き間違いだと思うのですが、横田委員の質問に対する回答の中で、調整池3については、地下式にすると言われたように聞こえたのですけれども。

【奥会長】

調整池3ですか。

【藤井委員】

そうです。地上式調整池ということでよろしいのでしょうか。まず、一点そこを確認させてください。

【奥会長】

調整池4を地上式にするということで良いですか、事業者の方。

【土地区画整理事業者】

今まで、調整池3と4地下式という形で準備書を作ったのですけれど、今回、調整池4については地上式にするという説明です。

【藤井委員】

はい。ありがとうございます。

すみません、もう1点。一般者からの意見に対する回答（準備書に対する意見書の概要及び都市計画決定権者の見解）の中で「連続性を重視して」という話があったのですけれど、今まで私の方で連続性というのが林縁部をすごくイメージしてしまっていたのですが、今回の色々な回答を見させていただいていると、対象事業実施区域内全体の中で連続性を持たせるという方向で進んでいるということでよろしいのでしょうか。その点、確認をお願いいたします。

【奥会長】

はい。お願いします。

【土地区画整理事業者】

まだ上物が決まっていないため、具体的なことは言えませんが、全体としては、道路だとか、そのようなものを張り巡らせるときに、可能な限りを緑地入れていくだとか、街路樹を植えるだとか、そのようなことを全体で考えております。

【藤井委員】

はい。よろしくお願いします。緑道みたいな形で中が繋がっていく、全体、周辺に繋がっていくことが一番良い方法だと思いますので、是非御検討いただければと思います。ありがとうございました。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。他の委員の方はいかがですか。手を挙げていらっしゃる方は…酒井委員、どうぞ。

- 【酒井委員】 街路樹という言葉が、今回初めて出てきた気がするのですけれども。どのような樹種を選定するのかということ、今、突然なのですけれども、生物多様性に配慮して、この土地の潜在自然植生をなるべく生かしたような形の街路樹を選定していただければと思います。
- 【奥会長】 はい。事業者の方よろしいですか。
- 【土地区画整理事業者】 まだ決まっていない部分もございますので、これから、皆さまの意見を踏まえながら検討していきたいと思っています。
- 【奥会長】 はい。お願いいたします。それでは、田中修三委員、その後、五嶋委員でお願いいたします。
- 【田中修三委員】 はい。補足資料 31 の大門川の暗渠化についてお話したいのですけれども。
- 【奥会長】 画面共有で（資料を）出してください。
- 【田中修三委員】 補足資料 31 の下の方に文書で、今回、大門川の BOD について前回、私の方から意見を出させていただいたのですが、上流側の BOD と下流側の BOD で、だいぶ BOD が低下していきまして、水質浄化が見られるということ、暗渠化することによってそれがどうなるかを検討する必要があるということで申し上げたのですが、暗渠化することによって一体どうなるのかということはいまだにあまり見解がなく、予測は難しいのですけれども、事後調査としてモニタリングをやっていただいて、もし水質の悪化がみられるようであれば、何か措置をとるとということで、それで結構かと思いません。それで、前回はお話ししましたが、上流側と下流側で流量がどれ位違うかという情報が、準備書の本編等に記載されていなかったのかわからないのですけれども。上流側と下流側の間の流域からの流入水、晴天時は伏流水あるいは湧水のような形で入ってくるのでしょうか、晴天時は入らないかも知れませんが、もし流量がある程度違うようであれば、下流側の方が、かなり流量が多いということであれば希釈ということも考えられるので、ある程度それも念頭に置いておいていただければ良いと思います。特にそれで、文言を修正して欲しいということではないのですが、希釈によって水質がある程度、見かけ上、浄化しているということであれば、暗渠化してもそれはあまり変わらないだろうと、そんなに悪化することはないかも知れないということがございます。以上です。
- 【奥会長】 はい、ありがとうございます。よろしいですか、事業者の方。
- 【土地区画整理事業者】 ありがとうございます。
- 【五嶋委員】 それでは、五嶋委員、どうぞ。
- 【五嶋委員】 はい。私は大門川の暗渠化についての質問だったのですけれども。これはモニタリングをした、もちろん今までのデータがあまりないということではあるのですけれども。暗渠化をする目的というのは、安全性の確保だとか、色々あると思いますけれども。これは、もし、例えば、浄化作用の著しい低下というようなことがあったときにどのように管理、対応していくのかというお考えが現時点でありましたらお聞かせください。
- 【土地区画整理事業者】 暗渠化に対する影響なのですけれども。酸素の供給という点からすると影響があるだろうということで、その他については、判断がなかなか難しいので、モニタリングをさせていただき、その結果、どの項目が基

準を超えることになったとか、そのようなことがあれば、それに応じて対策の内容が変わってくると思いますので、その時点で適切な対策を講じていきたいと思っております。

【五嶋委員】 モニタリングの結果に応じた対応をしていくということ（ですか）。

【土地区画整理事業者】 はい。モニタリングの結果に応じた対応をしていきます。不確実性が高いと判断していますので。

【五嶋委員】 そのようなことの姿勢を出していただけるとありがたいと思います。

【奥会長】 はい、田中修三委員、今の関連ですか。

【田中修三委員】 そうです。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【田中修三委員】 仮に水質の悪化が見られた場合、環境保全措置として、まず考えられるのは調整池を活用するということがあると思います。調整池は雨天時、工事だけ使うという計画ではないかと思うのですが、晴天時に悪化しているということであれば、調整池に晴天時でも持ってきて、そこである程度滞留させますので、その滞留させている間に多少、曝気などができれば、生物学的な有機物の分解は十分期待できますので、ある程度、対応が可能かも知れません。そのことを一応、念頭に、環境保全措置の一つとして、可能性として考えていただければ良いのではないかと思います。

【土地区画整理事業者】 ありがとうございます。

【奥会長】 御意見ありがとうございます。私も、今、画面の一番下のところに出ております（補足資料の15ページの1行目の）適切な環境保全措置として、そもそもそのようなことが想定されるのか、そこをお伺いしたかったところなのです。先ほどのお話では、状況によって取り得る措置が変わってくるということではありましたが、ただ、どのような状況であれ、色々な環境保全措置、そもそも想定されるものがあると思いますので、これはできるだけ評価書段階で明らかにしていただきたいと思っております。御検討お願いいたします。

【奥会長】 他の委員の方はよろしいですか。手を挙げてはいらっしゃる方…はい、横田委員。

【横田委員】 今回の意見書の回答の中に桜並木に関する懇談会のことが記載されているのですけれども、この準備書の段階から、懇談会の進捗がどのような形であって、今現在の計画にどのような変化が生じているかという辺りを教えていただければと思います。

【奥会長】 はい、どうですか。

【土地区画整理事業者】 はい。桜の懇談会（海軍道路の桜並木に関する懇談会）につきましては、7月に第1回を、地域の方ですとか連合、町内会会長の方、公募された区民の方から選ばせていただきまして、意見交換を行いました。1回目では現状を伝えまして、そこで意見交換を行った段階でございまして、2回目は8月に行く予定だったのですけれど、緊急事態宣言の関係がありまして、今、延期中でございまして、2回目以降は、今度、現地を歩いてもらって、今の桜を見てもらおうかと思っています。そのようなことを踏まえながら、皆さんにイメージしていただきながら桜並木をどう創出していかうかということ、これから深度化していく状況でございまして、状況的には、まず第1回を行ったというところではあります。

- 【横田委員】 承知いたしました。ありがとうございます。
- 【奥会長】 はい、よろしいでしょうか。他になれば、私から1点。調整池4についてなのですけれど、今回、地上化するというので、これまでの計画とそこが変更されて出てきた訳ですけれど、(補足資料の)1ページの「位置について」で、調整池4については、環境に負荷の少ない調整池とするという、「環境に負荷の少ない」という表現がございませう。一方で、18ページで、保全対象種の生息環境の創出について御説明いただいたところでは、この調整池4も種の生息環境の創出の一部といひませうか、そのような環境を創出するというに寄与するものとして、位置づけるという御説明だったかと思ひませうので、1ページの方は「環境に負荷の少ない調整池」ではなく、「生息環境の創出に寄与するような調整池」として位置づけていくのだといひませうをお書きいただきたいと思ひませう。表現の問題ではありませうけれど、言っていることが同じ資料の中で矛盾しているように思ひませうので、見直しをお願いしたいと思ひませう。
- 【土地区画整理事業者】 調整池とホトケドジョウの小水路、水路環境は別物なのですけれど、うまく連携させながらやっていきたいと思ひませう。
- 【奥会長】 はい、是非、そこをお願いませう。むしろ負荷の少ないというよりは、やはり環境の創出に寄与するようなものとして調整池も位置付けていくといひませう。
- 【土地区画整理事業者】 はい、書きぶりは検討ませう。
- 【奥会長】 はい、お願いませう。他はよろしいでしょうか。
- 【土地区画整理事業者】 1点、先ほど、田中伸治委員の質問にお答え出来ていない部分がございませう。
- 【奥会長】 はい。
- 【土地区画整理事業者】 地域社会7の騒音が、将来、(環境)基準を超えているといひませう形で、委員からは区画整理事業として何か出来ないのでかといひませう御質問があつたかと思ひませう。区画整理事業につきましても、今回、年間1,500万人が来るといひませうことを想定していることから、環境影響評価項目として関係車両の走行といひませう形を入れておりますが、今後、ここにつきましても、テーマパークや物流などの上物につきましても、施設の規模が横浜市環境影響評価条例の規模要件を満たす場合は、将来の土地利用者が環境影響評価を実施することになりますので、その時に各々が判断していく形になるかと思ひませう。ですので、区画整理事業としては、将来の土地利用者に公共交通利用促進や関係車両の効率的な管理等による、車両の効率的な利用促進をお願いすることで、関係車両の走行における影響について低減を図っていきたくてございませう。また、通行規制等につきましても、今後、必要に応じて交通管理者と協議していくことになる形になると思ひませうので、今の段階で私どもができる対策をやっていくといひませう形で御理解いただければと思ひませう。
- 【田中伸治委員】 よろしいですか。
- 【奥会長】 どうぞ。
- 【田中伸治委員】 その件については、前の審査会で御説明いただいて、それに対して御意見を申し上げたところですが、上物であるテーマパークですとか、物流業者に起因して発生する交通については当然そうだとはいひませう。

一方で、この地域内に新たに区画道路を整備するということによって、周辺から、例えば国道 16 号から迂回して来る車両ですとか、この地域の土地利用に起因しない交通というのが発生するかと思います。あるいは、夜間、深夜に走行する車なども発生しまして、それらは、テーマパークとはおそらく関係なく、一方で、そういった夜間の車両によって、夜の騒音の環境基準値を超えていると、そういうものは、やはりここに区画整理を行って道路を新たにつくることによって発生する環境影響かと思えますので、それについては土地区画整理事業で対応する必要があるのではないですか、というのが私の指摘です。

【土地区画整理事業者】

今、私どもの予測は将来、全部、道路がこのような計画があつて、これから観光・賑わい地区、物流地区にこれだけの車が来る、将来の車も、道路ができればこのように車が分担されるという想定で盛り込んだ形の予測になっています。ですので、そこだけ特化してやっていくことが難しく、私どもでできる対策としては区画整理事業としては、将来の街づくりができたときに、このような形になりますという予測は行っているのですけれど、今、私どもでできる対策として、お願いという形でやっていくためには、やはり一番、車が発生する観光・賑わい地区、その車に対してどのように対策を行っていくかということが主たる課題になってくるかと思うのです。殆どが通過交通というより、道路ができれば多少は増えるのですけれども、通過交通というよりは観光・賑わい地区に来る車がメインになってきますので、今、区画整理事業としては、そこにターゲットを絞ってできる対策をやりたいと思っております。

【田中伸治委員】

深夜 2 時、3 時に来る車も観光・賑わい地区の車だとお考えですか。夜間の環境基準がそれによって超えてくるのだと思います。

【土地区画整理事業者】

環境基本法がありますので、そこに切れ目がありますので、夜間の定義は 22 時から 6 時です。物流地区も含めてそういう形で、区画整理事業として出来る対策をお願いします。また、夜間、少し超えていることになって、それが大型トラックなどの影響によるのであれば、警察と調整して、今後、決めていく形になるかと思えます。今、区画整理事業としてできる対策としては、やはり、発生するエリアが多くなることについてのお願いですとか、規制については今後どうやっていく協議になってくるかと思うのですけれど、今の段階でこれを担保するのは、なかなか難しいかと思っておりますので、できる対策として、観光・賑わい地区、物流地区に来る車を抑制する、または分散することをお願いしていくという形という考えで御理解いただきたいと思っております。

【田中伸治委員】

はい。そうですか。補足資料 30 に記載されている予測は、将来の物流施設、観光賑わい施設も加味した交通予測だと言われたと思うのですけれども、それぞれの施設に起因する交通量は幾らずつかということは切り分けできるのでしょうか。

【土地区画整理事業者】

発生して出る車は、ここからこの程度ということは御説明できるかと思えます。

【奥会長】

どうでしょうか。公園整備事業の案件もありまして、田中伸治委員には確認をしていただいた方が良い点がまだ残されているようですので、田中伸治委員の御懸念に事業者の方から十分に情報が出されている

とは、まだ言えないような状況のようですので、今の点も含めてですけれど、更に確認されたい事項を事務局に出していただいて、また事務局から事業者の方に伝えていただいて、データを出していただくと。それをまた御確認いただくということで、個別にやりとりをしていただいた方が良くと思うのですけれども。それでいかがですか。

【田中伸治委員】

はい、了解いたしました。

【奥会長】

その上で、また審査会においても他の委員も、そのやりとりも踏まえて、どのようになったのか、その結果についても確認をすることにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

【奥会長】

はい、すみません。藤井委員も手を挙げてらっしゃいましたけれども。

【藤井委員】

はい、すみません。

【奥会長】

とりあえず、それで最後にさせていただきます。はい、どうぞ

【藤井委員】

この補足資料のことではないのですけれども、よろしいですか。準備書のことです。

【奥会長】

はい。どうぞ。

【藤井委員】

もっと前に気付いていれば良かったのですけれども。準備書の 9.10-25 ページのところで、ムクドリのねぐら調査のことが記載されているのですけれど、表 9.10-9 のムクドリのねぐらの確認概要を見ると、確認時間が昼間なのです。15時18分から15時20分間にムクドリのねぐらを確認しましたとありますけれど、この時間にムクドリがねぐらに入る訳はないので、このデータはねぐらとは全く関係ないデータなのだろうと思います。冬季の方も、17時から17時34分で、良い時間ではあるのですけれど、結局、そこから飛び立ってしまったということが記載されており、いなくなったと記載されています。そうすると、次のページの図 9.10-3 が全く要らなくなると思いますので、ここは修正が必要だと思います。特に昼間のねぐらの調査を行ったのかという問題も出てくると思うので、今日でなくても良いので、確認して回答いただければと思います。よろしくお願いします。

【奥会長】

はい。では、それはまた後日、御回答いただくということでよろしいですか、事業者の方、藤井委員も。

【藤井委員】

はい。

【土地区画整理事業者】

はい。

【奥会長】

はい。それでは、そのようにお願いいたします。では、時間が押しておりますので、恐縮ですけれども、次の公園整備事業についての案件に移らせていただきます。こちらは環境影響評価方法書ですね、説明者の方、席を替えるということで、お願いします。

(事業者席替え)

(2) (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

イ 質疑

ウ 方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解及び補足資料について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 はい。ありがとうございました。それではただいまの説明につきまして、御意見、御質問等いただきたいと思います。いかがでしょうか。挙手をしていただければ、指名をさせていただきます。田中稲子委員お願いします。

【田中稲子委員】 御説明ありがとうございました。施設の運用に関しては評価項目として加えるということで御説明いただいたのですが、前回の回答でも工事中に関しては土地区画整備後なので大規模ではないということで、工事中は選定しないというような回答だったと思うのです。工事工程を見ると10年以上断続的に工事は行われていて、土地区画整理事業とこの事業はまた別のものなので、やはり事業ごとに、しかも横浜市が事業主体ということなので、それぞれの開発の中で温室効果ガスは低減していくというのが、基本スタンスなのではないかと思いました。ですので、工事中に関しても温室効果ガスの低減に関して、環境影響評価に、項目として選定したほうがやはりいいのではないかと思ったのです。お考えをお聞かせいただければ幸いです。

【奥会長】 はい、お願いします。

【公園整備事業者】 公園事業の工事につきましては、一次整備と二次整備、それぞれ分かれております。二次整備期間のほうが、方法書の2-14ページに工事工程のほう示させており、令和10年度から25年度で、ある程度長い工事期間設定されておりますが、こちらについては工事の規模が基盤整備であったり、植栽整備工ということで、かなり規模が小さくなりますので、大規模な工事に該当しないのかなと考えております。

【田中稲子委員】 規模が大きい小さいというのが、計画が分からないので、前回申し上げたのですが、判断がちょっとこちらでは難しいなど。規模のいかんにかかわらず配慮するというのが、民間の事業者でも小さい規模でもおそらくこういう工事に伴う温室効果ガスの排出の低減に向けては、常に項目としては選定していると思いますので、横浜市自身がこれを選定しないという理由がちょっと今の規模の話だけの説明ではあまり説明になっていないように思うのです。建物の運用期間と比較して極めて小さいとか数パーセントに留まるとか、そういうことでしたら分かるのですけれども。

【公園整備事業者】 いただきました点を踏まえまして、持ち帰らせていただきたいと思えます。

【田中稲子委員】 はい、お願いします。

【奥会長】 はい、お願いします。他はいかがでしょう。はい、田中伸治委員、どうぞ。

【田中伸治委員】 はい。地域社会の工事中と供用時の予測地点について御説明ありがとうございました。(補足資料)15ページ、16ページの御説明で、16ページの図(図9-1及び図9-2)です、環状4号からは工事地域内へ向かって左折インとするのみ、工事地域から出る車については地域内の新しく整備される道路を使用するというので、地点5には影響を与えないという御説明は理解いたしました。そうしますと、工事地域から出る車に関しては、どの場所で既存の道路ネットワークに最終的に出てくるか、おそらく八王子街道と環状4号にどこかでは出なければいけないと思

うのですけれども、それについてはどこになるかというのを教えていただけますでしょうか。

【奥会長】 はい、お願いします。画面共有のほうの資料も該当箇所見せてください。(補足資料) 16 ページです。

【公園整備事業者】 まだ(土地)区画整理事業内の仮設道路の位置の詳細が決まっていない状況がありますので、こちらについては、おそらく準備書の段階で明らかになるのかと思います。

【田中伸治委員】 はい。分かりました。でしたら、準備書の時に、出てくる場所を示していただければと思います。

【奥会長】 はい、お願いします。よろしいですか。それでは、横田委員お願いします。

【横田委員】 はい。事業地内の具体的な環境類型を出していただいて、ありがとうございました。これを見ることで、だいぶ環境の構成がよく読み取れるようになりました。先ほどの土地区画整理(事業)の中で調整池4の地上式に変更が生じていますけれども、今回のその調査地点、動植物の特に定点調査の地点とこの調整池計画との関係性というのをどういうふうにお考えなのかをお伺いできればと思います。よろしく願いいたします。

【奥会長】 はい、回答をお願いします。

【公園整備事業者】 調整池が地上式になるということで、特に関係するのは水域環境の魚類や底生動物であると思いますが、基本的に代表する地点で、和泉川のほうでそれぞれ調査できていますので、現況については今の調査で把握できているものと考えております。

【横田委員】 調整池が比較的湿生の環境が増えてくると思うのですけれども、そういった例えばエコトーンに沿った違いを把握しておくであるとか、そういった観点での調査地の選定のお考えはいかがでしょうか。

【公園整備事業者】 植生が主に関係してくるかと思いますが、植物の調査も実施しております。(補足資料) 12 ページ、維管束植物を任意観察と任意採取法にて調査してまして、和泉川の周辺についても現況の把握できておりますので、状況のほうは今の調査地点で十分把握できていると考えております。

【横田委員】 保全すべきその湿地植物という観点でも、把握できているということで大丈夫でしょうか。

【公園整備事業者】 基本的にどういう種がいるかということについては、調査のほうで重要種、普通種を含めて把握できていますので、はい、できているものと考えております。

【横田委員】 はい、分かりました。調査地点の根拠があまり具体的ではない。この資料によるとですね。なので少し気になりました。

あと調整池4がかなりおそらく低地が少し窪地状になっているのでしょうか、すり鉢状になっているのでしょうか、あると思うのですけれども、その辺りに仮に配置されるとすると、やはり周辺をうまく生かして大きな環境保全措置のサイトになるのではないかと。むしろ土地区画整理事業の中で無理に相沢川西側に詰め込むような保全措置だけではなくて、こういった空間もきちんと生かしながら、保全措置の範囲を広げていくことができるのではないかとというふう考えていたのです。今現

在、みどりの実践エリアにそこはなっていて、ちょっとミスマッチ的な、調整池とそぐわない森の散策路、もちろん市民の森側もありますけれども、日本庭園・休憩施設といったそういったあたりの影響をどういうふうに調整池周辺の自然環境保全と両立されるのかというところが御説明いただきたいなというふうに思いました。

もう一つは、項目選定に河川の形態、流量ですとか、公共用水域の水質、底質などの項目が入っていないのですけれども、土地区画整理（事業）で切り回した後はもうないということではおそらくなくて、保全措置としての空間への出水であるとか、あるいは切り回した河川と調整池との間での水の連続した環境が出来上がってくるだろうとか、調整池周りの水環境の形状ですとか、水質ってというような観点でいうと、やはり公園整備事業においても、水循環、水質、底質関連が必要ではないかというふうに思うのです。ここはいかがでしょうか。

【公園整備事業者】 お答えいたします。調整池4と公園の計画との関係ということでございます。調整池4の詳細、土地区画整理事業で今後検討していきますけれども、そこと連携して公園の計画のほうを考えていくという段階でございます。調整池4の検討が進む中でですね、公園の詳細もあわせて検討していくものというふうに考えております。また、相沢川の保全措置の部分も公園側として検討したほうがいいのではないかとこのところでございますけれども、ここも（土地）区画整理事業がメインとして動いていきますけれども、公園側も一緒になって検討をしていくということでございますので、（土地）区画整理、公園とですね、一体となって検討を進めたいというふうに考えております。以上です。

【横田委員】 はい。一緒になってということは、両方とも項目選定しておくということではないのでしょうか。

【公園整備事業者】 項目選定という意味では、（土地）区画整理事業でやるというふうになっております。

【横田委員】 そのモニタリングの時期とかのズレですとか、そういったことも踏まえると、事後調査がこちらのほうが後まで続くであるとかという観点もあるかと思えますけれども、それはきちんとやっておいたほうがよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

【公園整備事業者】 水関係の河川の項目選定につきましては、以前の審査会でも御指摘いただいていたしまして、今検討のほう進めておりますので、今後の審査会の中で回答のほうさせていただきたいと思えます。

【横田委員】 はい。引き続き御検討いただければと思います。ありがとうございます。

【奥会長】 お願いいたします。他の委員の方いかがですか。方法書全体を通してでも構いませんが、よろしいでしょうか。手は挙がっていないようですね。はい。それでは、他にないようでしたら、（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書についての事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。両事業者の皆様ありがとうございます。ここで、一旦御退場をお願いいたします。

オ 審議（2事業）

【奥会長】 では、土地区画整理事業と公園整備事業の両事業について、審議を行

いたと思います。御意見、追加でございましたらお願いしたいと思います。御発言の際にはどちらの事業についてかを明らかにした上でお願いします。いかがでしょうか。特に追加ではありませんか。はい、大丈夫なようですので、追加での御意見もないようですので、本件に関する審議は以上とさせていただきます。

【酒井委員】 すみません。(土地区画整理事業で) 少し気になったことが…。

【奥会長】 酒井委員、どうぞ。

【酒井委員】 事務局に確認したいのですけれども、最近事業者から、エコトーンという言い方が出てきていますけれども、生態学では異なる生態系が接している場所をエコトーンと言うのであって、多分、事業者は、色々なタイプの生態系を含むところのビオトープのようなものをエコトーンと呼んでいるような感じがするのですけれども。アセス関係ではそのような使い方をするのか、その辺の用語を確認いただけますか。これは事務局へのお願いです。

【事務局】 はい、確認させてください。

【酒井委員】 はい、よろしくお願いします。

【奥会長】 はい、お願いいたします。

(3) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書に係る意見陳述について

ア 準備書の調査審議に係る意見の聴取について事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

【奥会長】 御質問がないようでしたら、申出書を提出されました2名の方を陳述人として選定し、陳述時間は1名当たり10分以内ということで、よろしいでしょうか。時間については、必ずしも10分以内ではなく、審査会で決めることが出来るようですけれども、規定どおり10分でよろしいでしょうか。

【奥会長】 特に御異論もないようですので、2名の方を陳述人として選定し、陳述していただく際には(1名当たり)10分以内で(陳述)していただくということにさせていただきます。事務局に確認いたしますけれども、本事業に係る今後の開催予定はいつになりますでしょうか。本案件について、審査会において審議するのはいつになるのか。

【事務局】 本事業につきまして、次の審査会は10月27日水曜日午前9時30分を予定しております。

【奥会長】 ということで、10月27日水曜日午前9時30分から開催する審査会において、意見陳述をしていただくということにさせていただきます。事務局は、陳述人の方に選定された旨、通知をしていただくよう、お願いいたします。

資 料	・旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料 ・旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価に関する補足資料 事業者資料 ・旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 準備書に対する意見書の概要
-----	---

- 及び都市計画決定権者の見解 事業者資料
- ・旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 準備書の調査審議に係る意見の聴取について 事務局資料
 - ・横浜市環境影響評価条例に基づく意見の聴取の手續に係る実施要領 事務局資料
 - ・(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
 - ・(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解 事業者資料
 - ・(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書に関する補足資料 事業者資料